

議事日程第5号

平成26年9月25日(木)

- 第1 議案上程(議案第55号から第65号まで並びに請願第1号及び第2号)
委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別、決算特別)
質疑、討論、表決
-

本日の会議に付した事件

- 第1 は議事日程に同じ
- 第2 議案上程(議案第66及び第67号)
提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決
- 第3 議会案上程(議会案第3号から第7号まで)
提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決
- 第4 議員派遣の件
-

出席議員(20人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 佐藤 誠	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子
10番 吉田 清孝	11番 船木 金光	12番 船橋 金弘
13番 畠山 富勝	14番 船木 正博	15番 中田 謙三
16番 小松 穂積	17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿
19番 高野 寛志	20番 三浦 利通	

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	木元 義博
主席主査	湊 智志
主席主査	杉本 一也

地方自治法第121条による出席者

市 長	渡 部 幸 男	副 市 長	伊 藤 正 孝
教 育 長	杉 本 俊比古	監 査 委 員	湊 忠 雄
総務企画部長	山 本 春 司	市民福祉部長	船 木 道 晴
産業建設部長	原 田 良 作	教 育 次 長	目 黒 重 光
企 業 局 長	安 藤 恒 昭	企画政策課長	菅 原 信 一
総 務 課 長	藤 原 誠	財 政 課 長	佐 藤 盛 己
税 務 課 長	鈴 木 金 誠	生活環境課長	渡 部 源 夫
健康子育て課長	伊 藤 文 興	介護サービス課長	水戸瀬 重 孝
福祉事務所長	夏 井 正 士	農林水産課長	中 田 和 彦
観光商工課長	飯 澤 主 貴	建 設 課 長	三 浦 秋 広
病院事務局長	杉 山 武	会 計 管 理 者	天 野 綾 子
学校教育課長	鈴 木 雅 彦	生涯学習課長	加 藤 秋 男
監査事務局長	畠 山 喜代和	企業局管理課長	松 橋 光 成
選管事務局長	(総務課長兼任)	農委事務局長	(農林水産課長兼任)

午後 2時01分 開 議

○議長（三浦利通君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（三浦利通君） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 議案第55号から第65号まで並びに請願第1号及び第2号を一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第1、議案第55号から第65号まで並びに請願第1号及び第2号を一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。最初に総務委員長の報告を求めます。19番高野寛志君

【19番 高野寛志君 登壇】

○19番（高野寛志君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第56号男鹿市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令等の一部改正に伴い、対象となる業種に「旅館業」を追加する等のため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について委員より、第1点として、省令の一部改正の施行が昨年4月1日とのことだが、今定例会での条例改正は、旅館業などで該当する方が見込まれるためであるのかとの質疑があり、当局から、当初、法律の規定により本市では適用が除外されていたが、本年5月に半島振興を促進するための男鹿市における産業の振興に関する計画が国から承認されたことにより、対象業種として旅館業を追加できることになったものである。このことから、今定例会において提案したものであり、該当となる方が見込まれることによるものではないとの答弁があったのであります。

さらに委員より、グリーンツーリズムにおける農家民宿等もこの条例の対象となるのかとの質疑があり、当局から、旅館業法では旅館業としてホテル営業、旅館営業、簡易宿泊所営業が規定されており、これらに該当する場合は対象になるものと考えて

いるとの答弁があったのであります。

第2点として、不均一課税の期間及び税率と本条例に基づく、これまでの適用状況について質疑があり、当局から、期間は固定資産税を課すべき最初の年度以降3年度分とし、税率は初年度が税率に10分の1を乗じて得た率、2年度目が4分の1を乗じて得た率、3年度目が2分の1を乗じて得た率である。

また、適用状況としては、旧男鹿市において平成5年度から3カ年間、償却資産に係る固定資産税を不均一課税した事例が最後となっているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。5番佐藤誠君

【5番 佐藤誠君 登壇】

○5番（佐藤誠君） 教育厚生委員会に付託になりました議案第57号から第61号までについて、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第57号男鹿市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、引用する法律名を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第58号男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本議案は、児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

本案について委員より、本条例の目的は待機児童の解消であるのか、また、現在男鹿市内に待機児童はいるのかとの質疑があり、当局から、この条例を制定する目的は、国の定めた子ども・子育て支援新制度における量の確保として待機児童の解消及び質の向上として保育の質を高めることであり、この家庭的保育事業等というのは、

これまで無認可事業として国の支援が全くなかったものだが、待機児童の解消に有効であるため認可するという趣旨であります。

また、現在男鹿市内に待機児童はいないとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案通り可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第59号男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本議案は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

本案について委員より、給付の対象施設に財政支援を行うとのことだが、今までは財政支援がなく、新たに行うのかとの質疑があり、当局から、財政支援についてはこれまでもあったが、新たな枠組みとして標準的な保育に係る費用及び利用料金について国で上限を定め、利用者からいただいた保育料との差額について国が財政支援をすることとなるため、本条例に支援を行う施設が適切に運営されているかどうか確認するための基準を定めるものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第60号男鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本議案は、児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

本案について委員より、支援単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とのことだが、現在40人以上の児童クラブがあるのではないかと質疑があり、当局から、現在継続的に利用している児童数が40人を超えているのは船越児童クラブの84人、船川児童クラブの48人、払戸児童クラブの44人であるが、船越児童クラブは2カ所に分けており、また、いずれの児童クラブも毎日その人数が来ているというわけではなく、40人を下回る数で利用している。さらに、おおむねということで七、八人前後については定員について弾力的に運営できると考えているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第61号男鹿市保育園条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、児童福祉法の一部改正に伴い、保育の必要性の認定基準を別に定めることから、本条例の一部を改正するものであります。

本案について委員より、保育料の未納についての対応や契約内容はどうなっているのかとの質疑があり、当局から、保育料に関する規定は児童福祉法において、収納にかかわる部分については地方税の滞納処分の例によるとの規定があり、また、保育料に関して利用者と市町村が契約を結び、市町村に納めることになることから、保育事業者については保育料に関しての債務は発生しないとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。3番米谷勝君

【3番 米谷勝君 登壇】

○3番（米谷勝君） 産業建設委員会に付託になりました請願第1号及び第2号について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、請願第1号農業委員会、企業の農地所有、農協改革など「農業改革」に関する請願についてであります。

本請願は、政府が骨太方針2014並びに新成長戦略に位置づけた農業改革は、日本の農業だけでなく、国民の食料と地域の将来に重大な影響を及ぼしかねない。この農業改革は、安倍首相の日本を世界で一番企業が活躍しやすい国をつくる成長戦略の一環として、日本農業と国民の食を支えてきた家族農業を否定し、農業と農地を企業の儲けのために開放しようとするもので、その障害となる農業委員会や農業協同組合の事実上の解体も提言している。農業委員の公選制を廃止し、地域農業振興の建議機能を奪うことは、農地管理や農業振興に対する農民の意見表明の場を奪うことになり、農業生産法人の要件緩和とあわせ、企業の農地取得に道を開くことにつながる。

また、JA中央会の見直し、全農の株式会社化、さらには単位農協から信用・共済事業を分離することは、家族農業や地域経済を支え、地域のインフラを提供している

農業協同組合の役割をないがしろにするもので、労働者の雇用にも重大な影響を与える。

以上のような理由から、骨太方針2014並びに新成長戦略に位置づけた農業改革を中止すること、また、農政改革に当たっては、農業の担い手の軸を家族経営とし、これを支援する諸制度の充実、農業委員会、農業協同組合の役割の強化など、生産の振興と食料自給率向上を目指すものにするをを求める意見書を政府関係機関に提出していただきたいというものであります。

本請願については、願意妥当と認め、採択すべきものと決した次第であります。

次に、請願第2号政府による緊急の過剰米処理を求める請願についてであります。

本請願は、2014年産米は全国的な価格の大暴落が強く懸念される。ことしから経営所得安定対策が半減され、米価変動補てん交付金も事実上廃止されたもとで、生産費を大幅に下回っている米価がさらに暴落するなら、再生産が根底から脅かされることになる。政府は、主食用米から飼料用米への転換を助成金を増額して誘導しているが、対策の初年度ということもあり、種もみの確保、マッチング、貯蔵、調整施設などが未整備で、生産現場で十分な対応ができない状況にある。そもそもこの間の米価の下落は、昨年11月の食料・農業・農村政策審議会食料部会で、本年6月末に在庫が2年前に比べて75万トンもふえる見通しを政府が認識しながら何ら対策を講じてこなかったことにある。

また、攻めの農政改革で、5年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけている。

米の需給と価格の安定を図ることは、政府の重要な役割であり、過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に過剰米処理を行うことを求める意見書を政府関係機関に提出していただきたいというものであります。

本請願については、願意妥当と認め、採択すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。12番船橋金弘君

【12番 船橋金弘君 登壇】

○12番（船橋金弘君） 予算特別委員会に付託されました議案第62号から第65号

までの審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る12日に開会し、各予算について補足説明を受け、質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点につきましてご報告申し上げます。

第1点として、庁舎耐震補強工事及び備品購入にかかわる入札のあり方について。

第2点として、全国椿サミット大会への取り組みについて。

第3点として、体育施設の修繕内容及び施設維持補修に対する取り組みの考え方について。

第4点として、着地型観光人材育成事業内容と人材育成のあり方について。

第5点として、道の駅類似施設建設の方向性について。

第6点として、生活保護費の減額理由について。

第7点として、社会保障税番号制度対応システム改修内容と、それに伴う利点及び委託形態並びに個人情報保護への対応について。

第8点として、庁舎耐震補強工事の入札不調経緯について。

第9点として、土砂災害の危険箇所数及び工事対応の考え方について。

第10点として、合併に伴う地域振興基金の活用のあり方について。

第11点として、なまはげマラソン実施に伴う課題等への対応について。

第12点として、園芸メガ団地整備事業にかかわる負担割合について。

第13点として、人口減少への対応と男鹿市総合計画に掲げる目標人口への取り組みについて。

第14点として、財政調整基金の減少要因と現在残高について。

第15点として、普通交付税の合併算定替え終了に伴う激変緩和措置と縮減額について、などの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会ともすべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第62号から第65号まで

について、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。4番木元利明君

【4番 木元利明君 登壇】

○4番（木元利明君） 決算特別委員会に付託されました議案第55号平成25年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、先般16日開会し、正副委員長を互選の後、会計管理者から一般会計及び各特別会計に係る補足説明、さらに、監査委員に対し、決算審査における総括意見を求め、審査をいたしたのであります。

各会計の決算概要については省略させていただき、質疑されました主な点についてご報告申し上げます。

第1点として、木質バイオマスの利用調査業務結果について質疑があり、当局から、木質バイオマスの利用調査業務については、東京都に本社があるグリーンサーマル株式会社に委託したものである。調査は男鹿みなど市民病院側の土地、フォレスト秋田跡地と仁井山の旧ごみ処分場跡地を対象に、熱供給のみ、電力供給のみ、熱と電力をあわせた供給の3タイプについて検討を行った。この結果、一番可能性があるのが熱と電力をあわせた供給であるが、土地の問題が懸念されるため、優先順位が低くなっている。

また、熱供給のみの場合、男鹿みなど市民病院に対しての供給は可能性はあるが、発電は行わないため電力の買い取り制度が対象にならないことから歳入が見込めない。

一方、電力供給のみの場合、冷却水の確保、高圧送電との接続に不確定要素はあるが、事業用地としては仁井山の旧ごみ処分場跡地が適している。しかしながら、採算ベースに乗るには年間7万トン、10万立方メートルという膨大な燃料が必要となるため、可能性を探ってきたが、今のところ大変困難な状況と理解しているとの答弁があったものであります。

さらに委員より、今後の見通しについて質疑があり、市長から、木質バイオマスの計画がまだ具体化する前に、男鹿市がいち早く手を挙げて木質バイオ用の木材を確保

することが必要という考えでやってきたが、短期間のうちにいろいろなところで木質バイオ発電の動きが出てきた。このような現状から、すぐには取り組むことはできないものであるが、ほかとの関連で、もし材料が確保できるのであれば、少しでも可能性を検討したいと考えているとの答弁があったのであります。

第2点として、世界ジオパーク登録推進事業内容について質疑があり、当局から、本事業は緊急雇用創出等臨時対策基金事業として、NPO法人秋田地域資源ネットワークへの委託事業となっている。

事業内容としては、新規に3名を雇用し、ガイドスキルアップ講座を開催したほか、ジオパークツアーとして「鬼がつくったジオサイトめぐり」など6種類のツアーやジオクルーズ実証実験として、門前漁港と加茂青砂漁港の漁船を使ったジオクルーズなどを実施したものである。その中でジオガイド養成につながるガイドスキルアップ講座は、年間17回開催され、上級講座を終えた13人が1期生としてジオガイドに認定されたところである。

また、ジオパーク検定試験として、初級編及び上級編を行ったほか、誰でもわかるジオパーク教室等を開催したものであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、ジオパーク全国大会誘致など、今後の取り組みの考え方について質疑があり、市長から、4月29日に日本ジオパークネットワーク全国大会誘致へのプレゼンテーションへ参加したものであるが、男鹿半島大潟ジオパークが日本ジオパークネットワークから認定された時点から、市としては世界を目指すという意気込みを持って取り組んできたところである。男鹿に目を向けてもらうためには、世界を目指すことによってジオパークが交流人口、観光振興に少しでもつながっていければという思いからである。やれるところから取り組んでいながら、ジオパークを地元に着実に定着させていきたいとの答弁があったのであります。

第3点として、観光アドバイザーの具体的内容について質疑があり、当局から、観光アドバイザーの取り組みは、総務省の外部専門家招聘事業を活用したもので、株式会社うぶすなの吉井靖代表にお願いしたものである。アドバイザー活動は、本市観光商工課職員を対象に8回行われ、男鹿市が抱える観光の課題整理や集中的な情報発信の有効性、さらには観光に関する啓発、教育活動による観光地としての意識づくりの必要性等について提言をいただいている。

また、椿を活用した事業創出やアドバイザーと子どもたちとのワークショップの開催など、具体的事案についても提言をいただいたものであるとの答弁があったのであります。

第4点として、男鹿減農薬米栽培実証事業費補助金の事業概要と補助実績について質疑があり、当局から、50パーセント減農薬米栽培実証事業は、消費者ニーズの高い農薬を減らした男鹿産米の生産を支援することにより、売りきる米づくりを推進するため、平成23年度から実施をしたものである。実証区域は、男鹿中地区を選定しており、実証者は平成23年度、23戸の34ヘクタール、24年度、46戸の80ヘクタール、25年度、70戸の123.6ヘクタールとなっている。

また、男鹿減農薬米栽培実証事業費補助金は、3年間に限定されるものであり、補助実績として平成25年度は1千236万800円を交付したものであるとの答弁があったのであります。

第5点として、男鹿産減農薬米利用支援事業費補助金の事業概要と補助実績について質疑があり、当局から、本事業は男鹿減農薬米の利用促進により、児童生徒から食と農に対する理解や米の消費拡大、さらには減農薬米の普及啓発を図る目的を持って、給食用として使用される学校給食米と通常米との価格差に対し支援するものである。

また、補助実績として、平成23年度、3万30キログラム、153万8千420円、24年度、2万7千550キログラム、179万70円、25年度、2万8千440キログラム、174万7千530円となっているとの答弁があったのであります。

第6点として、子育て応援米の支給実績について質疑があり、当局から、子育て応援米については、米食を通じて子どものすこやかな成長を期するとともに、成長期の子どもを持つ家庭の経済負担を軽減し、あわせて地産地消の促進を図ることを目的として、平成21年度から実施しているものである。

対象世帯は、4月1日現在、本市に在住している方で18歳未満の子どものいる世帯かつ8月1日現在、実際に住んでいる世帯に対し、50パーセントの減農薬米を支給している。支給世帯は、平成25年度1千891世帯、そのうち子どもが3人以上の世帯が223世帯、2人以下の世帯が1千668世帯となっているとの答弁があっ

たのであります。

さらに委員より、子育て応援米の単価と取り扱い業者数について質疑があり、当局から、子育て応援米の単価については、白米10キログラム3千960円、玄米10キログラム2千982円で契約しており、子どもが3人以上の世帯については白米と玄米を選択できるものである。また、取り扱い業者については、7社と契約しているとの答弁があったのであります。

第7点として、光ケーブル支障移転等工事内容と光ファイバーの普及率について質疑があり、当局から、光ケーブルはN T Tと東北電力から電柱を借用して共架している場所があり、道路工事や事業者の都合等で当該電柱等を移転する場合、光ケーブルの移転工事については男鹿市で発注している。平成25年度においては、災害に伴う倒木も含め、16件の移転等工事を行ったものである。

また、光ファイバーの普及率は、男鹿市の整備分については、8月31日現在、椿地区152件、25パーセント、五里合地区194件、28パーセント、入道崎地区42件、15パーセント、戸賀地区51件、16パーセント、野石地区218件、30パーセントとなっており、男鹿市整備分としては全体で普及率25パーセントとなっている。

一方、N T Tの整備分に係る普及率は25パーセントと伺っており、男鹿市整備分とN T T整備分を合わせた市内全体の普及率は、現在25パーセントとなっているものであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、光通信を活用した事業展開について質疑があり、当局から、光通信を活用した事業展開としては、男鹿の特産品である水産物をインターネットで情報公開するなどの取り組みが見られるほか、真山地区や戸賀地区で新たにカフェを開設しており、それらの情報発信にも使われている。

このほか、太陽光発電の監視管理として、光通信網を活用している事例もあることから、光通信網整備により、今後さまざまな事業が展開されることを期待しているものであるが、整備効果が、よりあらわれるよう、利用促進について広報活動等により積極的にP Rしていきたいとの答弁があったのであります。

第8点として、海フェスタへの来場者等事業実績と事業評価について質疑があり、当局から、海フェスタについては、本市のほか秋田市、潟上市、三種町及び大潟村の

5市町村で共同開催したものであり、事業推進に当たっては、イベントに係る委託業者を公募し進めたものであるが、公募があった2社からプレゼンテーションを行ってもらい、そのうちの1社を選定したものである。

海フェスタへの来場者は、全体で93万3千人、うち男鹿市へは32万9千人が訪れたものである。

また、経済波及効果は、全体で51億8千500万円、うち男鹿市分としては19億5千万円と試算されている。

このほか本市における調査では、平成25年7月の宿泊数は、前年度対比560人増の1万5千589人、なまはげ館については、前年度対比1千260人増の1万3千277人となっている。

また、事業評価については、総合的に宮内庁等から苦情が一切なかったほか、国からは感謝の言葉をいただいたことから、海フェスタについては成功したものと受けとめている。

なお、この事業結果が影響していると思われませんが、ことし7月には、県内初の海の日モデル地区に選定されているものであるとの答弁があったのであります。

第9点として、ジオパーク学習センターの利用状況と設置場所の適否について質疑があり、当局から、ジオパーク学習センターについては、若美支所の2階、旧議会棟を活用し整備したものであり、平成25年度は2千596人の方々から利用いただいたものである。

また、設置場所については、ジオサイトの安田海岸、寒風山、そして滝ノ頭に近いほか、北部の八望台や入道崎までの距離が西海岸のゴジラ岩などと同距離にあること、さらには大潟村の干拓博物館とも近いことなどから、適地と考えているとの答弁があったのであります。

第10点として、粗大ごみの収集量等について質疑があり、当局から、平成25年度の家庭系粗大ごみ収集量は、市民がクリーンセンターに直接搬入したものを含め、前年度対比2.56トン増の125.46トンとなっている。また、各家々の戸口から収集する粗大ごみの収集個数は、手数料300円のものが1千575個、600円のものが567個、1千円のが330個で、前年度対比225個増の2千472個となっており、これに伴う歳入の粗大ごみ処理手数料は133万6千400円と

なっているとの答弁があったのであります。

さらに委員より、粗大ごみ有料化のメリットについて質疑があり、当局から、粗大ごみ有料化のメリットとしては、有料化前には本来出してはならない家電リサイクル対象品や建築廃材などの産業廃棄物なども出されていたが、現在のシステムにおいては同様のケースは見当たらないものである。また、収集業者が自宅まで回収に行くことで、高齢者への負担が軽減されるなど、メリットがあるものと考えているとの答弁があったのであります。

第11点として、市税等の不納欠損額及び滞納者への対応について質疑があり、当局から、市税等の不納欠損額については平成25年度は前年度と比較し、個人市民税、固定資産税など1千930万円減少しているほか、国民健康保険税、介護保険料、合わせて4千900万円ほど減少したものである。

しかしながら、市全体では毎年1億円ほどの不納欠損額が出ているのが現状であり、この対応に当たっては、滞納者の担税力等を十分調査、分析しながら総合的に判断してまいりたい。また、滞納者に対しては、今後とも粘り強く折衝し、夜間、休日の納税相談、分納や口座振替の促進を図るほか、状況によっては差し押さえや執行停止処分を適時に行うなど、幾らかでも滞納税額減少に努めていきたいと考えている。税務行政は、適切に納税されている市民と不公平が出ないように、的確・適正に行っていくことが重要であることから、今後とも慎重に対応してまいりたいとの答弁があったのであります。

第12点として、限界集落における消防団員の確保について質疑があり、当局から、限界集落等で消防団員の確保が難しいところについては、これまで同様、市民の生命と財産を守るため、各班の再編を行うなど新たな組織体制に向け見直しを行う予定としているとの答弁があったのであります。

また、当局から、防火水槽について用地の確保が困難な状況が続いていることから、土地等の貸付できる場所等の情報提供にご協力いただきたい旨、発言があったものである。

第13点として、種苗放流による漁業振興と6次産業化への取り組みについて質疑があり、当局から、種苗放流による漁業振興については、毎年、アワビ、ガザミ、クルマエビ、バイ貝の稚魚のほか、ワカサギ卵を放流しており、漁獲高確保のため今後

とも推進していきたい。

また、6次産業化への取り組みについては、全体的には初期投資がかかることや商品開発にノウハウがないことが大きなネックとなり、取り組む方が少ない状況にある。このような状況の中、平成24年度に農業と食品販売を営む方が、どぶろく製造を行い、平成25年度では486リットルを出荷したものの大々的な販売までには至っていない。今後、漬物等の加工品などに取り組む事例も見受けられるため、積極的に支援していきたいと考えているとの答弁があったのであります。

第14点として、男鹿保育会の指定管理業務決算について質疑があり、当局から、男鹿保育会の指定管理業務決算については、平成25年度決算では、歳入総額が3億4千783万4千702円で、歳入歳出同額の決算となっている。この結果、予算額の3億6千851万2千円に満たなかったことから、独自の歳入3万5千364円を控除した後の差額分2千71万2千662円を不用額として返納したものである。不用額のうち人件費は445万3千482円となっているが、内容としては全体的な職員体制の調整によるものであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、男鹿保育会の採用状況と保育基準との関係について質疑があり、当局から、男鹿保育会への派遣不同意職員を幼稚園へ配置するなどの異動調整をした上で、男鹿保育会では正職員59名、フルタイムの臨時保育士9名、パート保育士9名、保育サポーター24名を採用している。これにより、保育基準に定められている保育士の数は満たしていることから、保育には支障を来していない状況にあるとの答弁があったのであります。

第15点として、男鹿市公共交通生活バス路線の運行状況と今後の方向性について質疑があり、当局から、男鹿市公共交通生活バス路線の運行状況については、民間事業者が運行する路線が5路線、市単独路線が6路線のほか、スクールバスにより運行している区間がある。市単独路線については、民間事業者の秋田観光バス株式会社、秋田中央トランスポート株式会社、株式会社船川タクシーなどに対し6路線を委託しているものである。

また、男鹿市公共交通の今後の方向性については、平成21年度から25年度までを計画期間とする男鹿市公共交通総合連携計画を策定しているものであるが、本年3月に当該連携計画を平成26年度から30年度までとする改定版を作成したところで

ある。

改定の主な内容としては、北浦からの市単独運行バスを予約方式とすること。湯本駐在所前を連結点としているが、北浦市民センター前に変更すること。スクールバスを廃止の方向で進めながら、路線バスに乗車してもらうことの改定版を作成している。現在、平成27年度から新たな連携計画に基づいた路線バスの運行について準備を進めているところであるが、基本的には市民が使い勝手のよい計画とするため、見直しを図りながら取り組んでいくこととしており、現在、平成29年度までには新たな男鹿市公共交通としての運行形態とすべき計画を立てているところであるとの答弁があったのであります。

第16点として、生活保護費の減少理由と受給者数等について質疑があり、当局から、平成25年度決算で1千100万円余りの不用額が出ており、その減少理由については、長期入院患者の減少等により医療扶助費が見込みより少なかったためである。

また、平成25年度の生活保護費受給者は、月平均で634人、受給世帯474世帯となっており、平成24年度対比では、ほぼ同数となっているとの答弁があったのであります。

第17点として、稲作等に係る農業政策の検証について質疑があり、当局から、稲作農家については大変厳しい状況下にあると認識している。今後、農業所得を確保していくためには、まずは栽培作物の検討が必要であり、現在の米の依存から脱却し、米にかわる作物として大豆の規模拡大を図っていく必要があると考えている。具体的には、基盤整備が終わっている若美中央地区及び北部地区の方にも広げていかなければならないと考えている。

一方、大豆の作付に不向きなほ場などでは、メガ団地を起爆剤としながら、施設栽培やほ場に適した園芸作物を推進していかなければならないと考えている。

このほか、畑作振興の一環として、若美地区の畑地帯土地改良事業の整備地域には、遊休地がふえてきているため、これらを活用してネギやキャベツなどに取り組んでいかなければならないと考えている。

しかしながら、個人農家では高齢化や病気などにより、やむなく農業を廃止しなければならない状況に陥るため、法人化を進めながら取り組んでいく必要があると考え

ている。法人の立ち上げに対しては、市でも活動費に対して支援をしており、機械や施設の導入に対しても、ほかの事業より高い補助率を設定しながら助成している現状であり、今後とも県と連携しながら支援してまいりたい。

また、営農指導については、国の農協改革の中で営農指導に力を入れようとしており、JAでどう改革策を出してくるか注視しているところであるが、県の農業振興普及課ともタイアップしながら取り組んでいければと考えているとの答弁があったのであります。

委員より、意見として、平成26年産米の価格が大幅に引き下げられ、市の基幹産業である農家の状況が、短時間で一気に厳しい状況になった。米価の引き下げは災害という原因によるものではないため、関係機関の報道によれば、今後ともこのような米価が維持されるのではないかという状況が明確になってきており、場合によっては、ほかに主たる所得を得るには難しい男鹿市の状況から、関係者が地域経済の崩壊を防ぐ手だてをさらに推進しなければならないため、機能集団である行政については、農業関係者と、より深い情報交換をしながらリードして行っていただきたいとの発言があったのであります。

第18点として、国民健康保険税の資格証明書等の発行数について質疑があり、当局から、国民健康保険税に係る資格証明書発行世帯数は、平成24年4月1日で87世帯、25年同月では86世帯、26年同月では81世帯となっている。

また、短期保険者証交付世帯数は、平成24年4月1日で477世帯、25年同月では397世帯、26年同月では367世帯となっているとの答弁があったのであります。

さらに委員より、資格証明書の発行世帯に対する医療機関受診に向けた対応のあり方について質疑があり、当局から、資格証明書については、その世帯に特別な事情がある場合、資格証明書の解除という方法もあることから、相談を受けながら対応してまいりたいとの答弁があったのであります。

第19点として、国民健康保険等における広域運営の見通しについて質疑があり、当局から、国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険の3会計のうち、後期高齢者医療保険については現在広域で行っている。また、国民健康保険については、都道府県が運営主体になるということで、国が平成27年度に法案を提出するという予

定になっており、現在、都道府県と政府等で詳細を協議している段階であると認識している。

一方、介護保険については、現在、県内では一部事務組合で行っているところもあるが、県が保険者として運営するという話が出ていない状況にあると認識しているとの答弁があったのであります。

第20点として、決算審査意見書結びの記述内容について質疑があり、監査委員から、決算審査意見書結びには、職員の意識改革、法令遵守の徹底、内部体制の確立が不可欠であり、今後とも職員や市民の知恵を活かしたまちづくりに取り組むよう要望すると記述しているが、このことについては財政状況により自治体運営は変わってくるため、内部統制を機能させながら現在の厳しい財政状況を自覚して事務事業に当たってもらいたいという思いで記述したものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本特別委員会に付託されました議案第55号平成25年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦利通君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、通告がありませんので終結いたします。

これより、議案第55号から第65号まで並びに請願第1号及び第2号を一括して採決いたします。

本13件に対する委員長の報告は可決及び認定並びに採択であります。本13件は、各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議案第55号から第65号まで並びに請願第1号及び第2号は、原案のとおり可決及び認定並びに採択されました。

日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第66号及び第67号が提出されました。この際、本2件を日程に追加し、一括して議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第2 議案第66号及び第67号を一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第2、議案第66号人権擁護委員の推薦について及び第67号人権擁護委員の推薦についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） ただいま議題となりました議案第66号及び議案第67号人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員の杉本正博氏及び西方文太郎氏が本年12月31日をもって任期満了となりますので、その後任として、三浦光博氏及び吉田諭氏を推薦したいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本2件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第66号について採決いたします。三浦光博氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議案第66号については、異議なしとすることに決しました。

次に、議案第67号について採決いたします。吉田諭氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議案第67号については、異議なしとすることに決しました。

日程追加の件

○議長(三浦利通君) 次に、お諮りいたします。ただいま議会議案第3号から第7号までが提出されました。この際、本5件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本5件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第3 議会議案第3号から第7号を一括上程

○議長(三浦利通君) 日程第3、議会議案第3号から第7号までを一括して議題といたします。

職員に議会議案を朗読させます。

【職員朗読】

議会議案第3号 軽度外傷性脳損傷に係る周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書

議会議案第4号 農業委員会、企業の農地所有、農協改革など「農業改革」に関する
意見書

議会議案第5号 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書

議会議案第6号 消費税10パーセントへの引き上げの中止を求める意見書

議会議案第7号 地域経済の発展と雇用の安定に関する意見書

○議長（三浦利通君） お諮りいたします。本5件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本5件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会議案第6号消費税10パーセントへの引き上げの中止を求める意見書を採決いたします。本件は起立による採決をいたします。本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立多数であります。よって、議会議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第7号地域経済の発展と雇用の安定に関する意見書を採決いたします。本件は起立により採決をいたします。本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立全員であります。よって、議会議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第3号から第5号までを一括して採決いたします。本3件については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議会議案第3号から第5号までは、原案のとおり可決されました。

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など複雑かつ多様です。

この病態は、世界保健機構（WHO）において定義付けがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができるかと報告されています。

しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は、日本の医療において知られておらず、また、MRIなどの画像検査では異常が見つけにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状です。

さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々あります。

以上のことから、医療機関をはじめ、国民・教育機関への啓発・周知が重要と考えます。

国におかれましては、現状を踏まえて下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望します。

記

1. 業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
2. 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。
3. 軽度外傷性脳損傷について、医療機関をはじめ国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月25日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

衆議院議長 伊吹文明様

参議院議長 山崎正昭様

内閣総理大臣 安倍晋三様

総務大臣 高市早苗様

厚生労働大臣 塩崎恭久様

文部科学大臣 下村博文君

農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する意見書

「規制改革会議答申」を受けて、政府が「骨太方針2014」ならびに「新成長戦略」に位置づけた「農業改革」は、日本の農業だけでなく、国民の食料と地域の将来に重大な影響を及ぼしかねません。

この「農業改革」は、安倍首相の「日本を世界で一番企業が活躍しやすい国」をつ

くる成長戦略の一環として、日本農業と国民の食を支えてきた家族農業を否定し、農業と農地を企業のもうけのために開放しようとするもので、その障害となる農業委員会や農協の事実上の解体も提言しています。

農業委員の公選制を廃止し、地域農業振興の建議機能を奪うことは、農地管理や農業振興に対する農民の意見表明の場を奪うこととなります。農業生産法人の要件緩和と合わせ、企業の農地取得に道を開くことにつながります。

また、JA中央会の見直し、全農の株式会社化、さらには単位農協から信用・共済事業を分離することは、家族農業や地域経済を支え、地域のインフラを提供している農協の役割をないがしろにするもので、労働者の雇用にも重大な影響をあたえます。

この方向は、企業のもうけのために、自主的に運営されるべき協同組合の存在を否定することであり、ICA（国際協同組合同盟）会長も、「協同組合の根本的な原則に攻撃を加えている」と批判しています。この攻撃は農協にとどまらないでしょう。

いま食料危機が心配されるなか、将来にわたって安全・安心な食料生産・供給を担い、環境と調和できるのは家族農業であり、国連も今年を国際家族農業年としているのです。農業政策の基本を、企業の参入・進出に置くのではなく、家族農業を基本とし、それを支える諸制度の充実、地域コミュニティの維持、協同組合を発展させることこそが重要だと考えます。

以上をふまえ、下記事項につきまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

- 1、「骨太方針2014」ならびに「新成長戦略」に位置づけた「農業改革」を中止すること。
- 2、農政改革にあたっては、農業の担い手の軸を家族経営とし、これを支援する諸制度の充実、農業委員会、農協の役割の強化等、生産の振興と食料自給率向上をめざすものにする。

平成26年9月25日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

内閣総理大臣 安倍晋三様

政府による緊急の過剰米処理を求める意見書

2014年産米は宮崎県、鹿児島県、高知県などの超早場米の消費地での取引価格が「前年を4000円程度下回る12000円台（1俵60キロ）」などと取り沙汰され、全国的な価格の大暴落が強く懸念されます。

今年から経営所得安定対策が半減され、米価変動補てん交付金も事実上、廃止されたもとで、今でさえ生産費を大幅に下回っている米価がさらに暴落するなら、再生産が根底から脅かされることとなります。とりわけ、担い手層の経営への打撃ははかりしれないものがあります。

政府は、主食用米から飼料用米への転換を、助成金を増額して誘導していますが、対策の初年度ということもあり、種もみの確保、マッチング、貯蔵・調整施設などが未整備であり、生産現場で十分な対応ができない状況にあります。

そもそも、この間の米価の下落は、2013年、2014年度の基本指針を決めた昨年11月の「食料・農業・農村政策審議会食糧部会」で、今年6月末の在庫が2年前に比べて75万トンも増える見通しを政府が認識しながら、何ら対策を講じてこなかったことにあります。また、「攻めの農政改革」で5年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけています。

主食の米の需給と価格の安定をはかるのは政府の重要な役割です。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に対策を実施することが求められています。

以上をふまえ、下記事項につきまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

- 1、緊急に過剰米処理を行うこと。

平成26年9月25日

秋田県男鹿市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様

農林水産大臣 西川公也様

消費税10%への引き上げの中止を求める意見書

政府は4月1日、消費税を8%へ引き上げました。長引く不況に加え、国民は「アベノミクス」の恩恵どころか、物価上昇、収入減、社会保障削減の三重苦を強いられています。地域経済を支える多くの中小企業は消費税の転嫁、売上減、消費税負担に苦しんでいます。

私たちは、地域経済を根本から壊す増税・負担増を到底認めることはできません。

秋田県内でも、経済の疲弊・商店街の衰退ははなはだしく失業率は改善されず、中小企業の倒産廃業に歯止めがかかっていません。このような状況にのしかかる消費税増税と社会保障の負担増により、地域経済と住民のくらしは壊されています。

自治体財政にも深刻な影響を及ぼします。財政試算では、地方消費税交付金や手数料などの増収を見込んで、建設事業費の負担増の反映ができないなど、多額の赤字が予想され、その分はすべて住民の負担となります。政府は莫大な税金をつぎ込み、「消費税は社会保障財源に充てる」と大宣伝しています。それならばどうして年金制度改悪・医療費負担増など、社会保障負担が増え、制度が改悪される一方なのでしょう。財政再建のためというなら、今でさえ大変な国民への負担増では解決しません。税金の使い方を国民の暮らし・福祉優先に切り替え、大企業への法人税減税を見直すなど、大企業・大資産家に応分の負担を求めることが必要です。

このような時、政府は年内にも10%引き上げを決めようとしています。とんでもないことです。多くの国民は消費税増税に反対しています。今、政府がやるべきは増税法附則第18条第3項に基づき、消費税増税を中止することです。

以上、地方自治法第99条の規定により政府に対し、消費税増税10%への引き上げの中止を求める意見書を提出いたします。

平成26年9月25日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

内閣総理大臣 安倍晋三様

財務大臣 麻生太郎様

総務大臣 高市早苗様

地域経済の発展と雇用の安定に関する意見書

我が国の経済は、国の経済政策により、全体的には明るい兆しが見られるものの、その効果は中小企業や小規模事業者が多くを占める地方にまで、十分に及んでいるとはいえない状況にある。また、消費税率の引き上げにより、先行きを懸念している地域企業・生産者は少なくない。地域の隅々までに効果を行き渡らせるためには、地域の特性を生かした産業競争力の強化対策や雇用対策、さらには、中小企業・小規模事業者への支援など、地域経済が成長・活性化できる対策を、国と地方が強力に連携して取り組むことが不可欠である。

雇用情勢に関しても、緩やかに改善してきているとはいえ、正規労働者の比率は依然として低く、厳しい状況が続いている。労働者のうち、約9割が雇用関係のもとで働く「雇用社会」にいる中で、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことが出来る環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては地域経済の持続的な成長のために必要であり、雇用を安定させることは、国の重要な責務である。

現在、国においては、産業競争力会議や規制改革会議などの場において、柔軟で多様な働き方が可能となる雇用制度改革などの検討を進めているが、雇用や長時間労働を誘発する労働者保護規制の緩和は、雇用の不安定化や消費を下支えする労働者の個人消費にも影響を与え、国民生活の安定や経済の好循環に逆行する懸念がある。

よって、国においては、持続的成長につながる経済のさらなる発展と雇用の安定に向け、下記の事項について実施するよう強く求め地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

1. 今後、実施される経済対策は、地域の実情を十分に踏まえ、地域経済のさらなる発展に資する施策を、国と地方が強力に連携して取り組むこと。
2. 企業が金銭さえ払えば解決できる雇用制度、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある限定正社員制度、長時間労働を誘発する恐れのある制度の導入など、雇用の不安定化につながる労働者保護規制の緩和には慎重に対応し、労働者の立場に立った雇用の安定化を図ること。
3. 非正規労働者が年々増加している中で、消費の拡大や経済の好循環を生み出すためにも、派遣労働者などの不安定な雇用から、安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向け、関係する法律の整備を行うこと。
4. 雇用・労働政策に係る議論は、ILOの三者構成主義にのっとり、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益委員で構成される労働政策審議会で行うこと。

平成26年9月25日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

衆議院議長 伊吹文明様
参議院議長 山崎正昭様
内閣総理大臣 安倍晋三様
厚生労働大臣 塩崎恭久様
経済産業大臣 小淵優子様
内閣府特命担当大臣 甘利明様
内閣府特命担当大臣 有村治子様

日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ご配付いたしております議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題と

することに決しました。

日程第4 議員派遣の件

○議長（三浦利通君） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第159条の規定により、ご配付しておりますとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、ご配付いたしておりますとおり議員を派遣することに決しました。

○議長（三浦利通君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて9月定例会を閉会いたします。大変どうもご苦労さまでした。

午後 3時08分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 三 浦 利 通

議 員 笹 川 圭 光

議 員 安 田 健 次 郎